

平成29年度 第1次定期監査実施報告書

1. 監査の期間

平成29年10月13日(金)～平成29年12月18日(月)

2. 監査の対象及び説明聴取月日

危機管理室		11月	21日
総合政策部	政策企画室	11月	20日
	職員課		
	教育福祉連携推進室	11月	21日
	朝ドラ誘致室		
総務部	財政課		
市民生活部	環境美化センター	11月	21日
健康福祉部	介護保険課	11月	21日
	健康課	11月	20日
建設部	建築住宅課	11月	21日
教育委員会	社会教育課		
	文化スポーツ室	11月	21日

3. 監査の方法

平成29年9月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規則等に適合し、かつ経済性を考慮し、効率的、有効的に執行されているか、関係書類を審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善、検討すべき事項については、その旨指摘した。

なお、第1次定期監査における監査結果の概況は、以下のとおりである。

平成29年度第1次定期監査指摘事項等報告

危機管理室

- (1) 要支援者支援システムの機器保守及び要支援者支援システムパッケージ保守の契約には、自動延長の条項があるが、自治法第232条の3の趣旨から予算の裏付けのない契約は行うことはできないため、次回契約更新の際には、自動延長の条項を削除されたい。

総合政策部 教育福祉連携推進室

- (1) 契約条項及び支払方法については、各課共通指摘事項として記載。

市民生活部 環境美化センター

- (1) 重要備品でない備品の台帳不備が見受けられるため、再度備品台帳の整理をされたい。

健康福祉部 介護保険課

- (1) 本市高野ロデイサービスセンターについては、本年度に特殊浴槽の故障があり、なおかつ、今後は空調等の大型修繕も見込まれている。一方、福祉事業及び施設充実振興基金は、本年度末には500万になる予定であるが、こうした費用は基金のみでは対処できない。また、デイサービス事業については、民間施設も充実されており、本事業の指定管理による事業継続が必要かどうか、十分検討されたい。
- (2) 未収となっている介護給付費返還金（(株)オーパーツ分）については、指定権限を持つ県の監査で不適正請求が発覚した事案であるが、現在事業所がなく回収が困難な状態にある。一方、地域密着型サービス事業所の指定権限は、市にあり、指定有効期間は6年となっている。当該事業所数28から、平成30年度は、権限委譲により新たに37、計65事務所と大幅に増加することが予想される。
したがって、不適正請求等による損失を未然に防止するためには、実地指導が重要であることから、6年で一巡できるよう、体制を整え、各事業所に指導されたい。
- (3) 契約条項及び支払方法については、各課共通指摘事項として記載。

健康福祉部 健康課

- (1) 前年度比大幅減となっている調理実習を伴う栄養教室については、事業をより推進するために、参加資格を検討し、事業の充実を図られたい。加えて、施設の有効活用に取り組みされたい。
- (2) 契約条項及び支払方法については、各課共通指摘事項として記載。

建設部 建築住宅課

- (1) 賃料相当損害金について、入居者死亡後の住宅使用料滞納繰越分を調定減とし、新たに賃料相当損害金として調定を計上されたい。
- (2) 雑入の抵当権抹消登録免許税分については随時収入であることから、調定計上している5,000円を調定減とし、対象者の依頼時に新たに調定されたい。
- (3) 契約条項及び支払方法については、各課共通指摘事項として記載。

教育委員会 文化スポーツ室

- (1) 県立橋本体育館施設使用料については、9月分の調定が計上されていない。これは財務会計システムが体育館に導入されていないことも要因の一つとなっているが、納付書発行時には調定を計上すべきであることから、調定事務の改善に努められたい。
- (2) 契約条項及び支払方法については、各課共通指摘事項として記載。

各課共通指摘事項

- (1) 委託契約の報告・検査(検収)・請求・支払条項の記載がない契約については、契約条項を見直されたい。
- (2) 委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく査(検収)、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。
ただし、当該年度末に検査(検収)する場合、完了報告が速やかに受領できるようメール・ファックス等を利用され、検査(検収)日は月末とされたい。
委託費の会計所属年度区分については、事務処理上、従前どおり検査(検収)日を年度区分として、対処することが望ましいと考える。
なお、年度末の検査(検収)日による会計所属年度区分については、総務省所管の研究会報告書でも疑義を指摘しており、今後、現行制度の見直しが必要とされている。

(補足)

上記の各課共通指摘事項について、措置報告を求められていない課においても今後の事務処理に十分留意されたい。